

平成30年5月19日制定

杉並稲門会会員行動規範

会員は、本会の目的、特に会員相互の親睦・啓発を損ない、他の会員に迷惑を及ぼす次のような行為は行わないものとします。

- (1) 杉並稲門会を利用した政治活動、宗教活動、営利活動
- (2) 人種、出身・出自、宗教、性別などに基づく差別
- (3) 他人に不快感を与える言動や著しく品格を損なう言動

上記規範に反する行為が生じた場合の通報窓口等は、別途定めて公開します。